

ユニバーサルサービスWG
第8回資料

資料 1

E M S の現状と課題

平成21年6月1日
郵政行政部国際企画室

目次

1 . 国際スピード郵便物(EMS)をめぐる主な指摘事項等	3
2 . 国際郵便に関する基本的事項	4
2 . 1 国際郵便のしくみ	5
2 . 2 国際郵便の種類とサービスの内容	6
2 . 3 国際スピード郵便物(EMS)の取扱手続	9
2 . 4 国際郵便物等の取扱物数等	10
3 . EMSをめぐる諸論点	13
3 . 1 ユニバーサルサービス性	14
3 . 2 市場競合性	19
3 . 3 通関・検疫	21
3 . 4 内部相互補助・情報公開	25

1. 国際スピード郵便物（EMS）をめぐる主な指摘事項等

規制改革会議

「規制改革推進のための3カ年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」

(前略)

5 ICT(情報・通信等)関係

エ 郵便・一般信書便事業における競争環境の整備

国際郵便におけるEMSの範囲に関する検討

通関手続等において国際郵便として一般の貨物とは異なる簡易な取扱いを受けるEMSの範囲(重量、価格等)に関する検討に着手し、結論を得る。

一般企業、他国政府等

EMSに関し、一般のエクスプレス事業者と同様の通関制度(申告納税方式)を適用すべき。
(日米規制改革イニシアティブの対話における米国政府の主張、日EU規制改革対話におけるEUの主張、
Conference of Asia Pacific Express Carriers, (CAPEC))

郵便事業株式会社は、(郵便業務内において)非競争分野と競争分野で相互補助が行われていないことを示すべき。

(米、CAPEC)

EMSは競争的サービスとして扱うべき。

(米、EU、CAPEC)

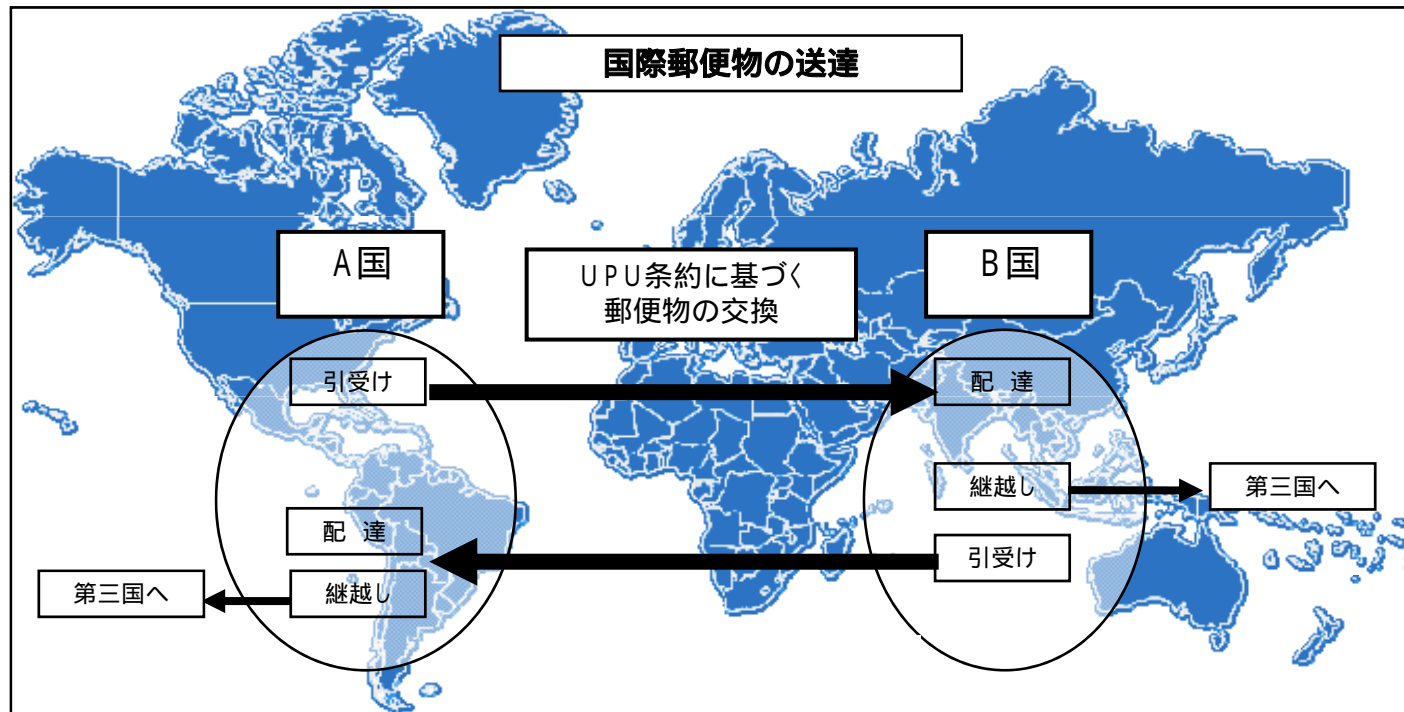
2 . 国際郵便に関する基本的事項

2.1 国際郵便のしくみ

国際郵便は、万国郵便連合（UPU）の取極（ ）に基づき、加盟国間で交換。

UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって郵便が世界各国に届けられる枠組みを提供。

UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年（明治7年）に設立された国連の専門機関（加盟：191ヵ国・地域）。我が国は1877年（明治10年）に加盟。万国郵便連合の取極には、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則があり、以下、「UPU条約等」という。



2.2 国際郵便の種類とサービスの内容

UPUのルールの下、各国の「郵政庁」(我が国では、総務省及び郵便事業株式会社)が、郵便の業務に係るUPU条約等の規定を遂行することで、国際郵便サービスを提供。

国営事業体のみならず民営化された郵便事業体(「指定事業体」)も責任主体たり得る。

UPU条約において、国際郵便は基礎業務、追加業務、その他の業務に分類される。

国際郵便の業務区分

業務の区分	義務 / 任意の別	主な具体的役務
基礎業務 (条約第12条)	義務	通常郵便物、小包郵便物
追加の業務 (条約第13条)	義務	書留、受取通知の返信業務、国際郵便料金受取人払業務の返信業務、国際返信切手券の引換え
	任意	保険付、速達、受取通知、国際郵便料金受取人払業務、国際返信切手券の販売
その他 (条約第14条)	任意	国際スピード郵便(EMS)、電子郵便

(注)我が国においては、郵便法第68条の規定に基づき、郵便の役務に関する提供条件について、郵便事業会社が郵便約款を定め、総務大臣が認可している。

2.2 国際郵便の種類とサービスの内容

国際郵便物の区分

国際スピード郵便物(EMS)

書類及び物品用の郵便急送業務であり、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なもの。
(30Kg以下。ただし、取扱い国、重量その他の利用条件は別に規定する差出条件による。)

通常郵便物

種類		重量制限
書状	特定の人にあてた通信文書を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないもの	2Kg以下
郵便葉書	郵便事業株式会社が発行する国際郵便葉書及び私製の郵便葉書	-
点字郵便物	点字の書状、点字の記号を有する原版又は郵便事業会社の指定を受けた施設から差し出し若しくはこれらにあてる盲人用の録音物若しくは点字用紙を内容とする郵便物	7Kg以下
印刷物	機械的又は写真的方法(鉛版、型版又は原版の使用を含む。)により、紙、厚紙又は一般に印刷に使用されるその他の物質に2部以上を複写したものを内容とする郵便物。(例)定期刊行物、書籍、カタログ、DM、業務用書類など	5Kg以下
特別郵袋印刷物	同一名あて地の同一受取人にあてて特別の郵袋により発送する印刷物	30Kg以下
小形包装物	特定の人にあてた通信文を筆書した書類以外の物(その物に添付する無封の添え状又は送り状を含む。)を内容とする郵便物	2Kg以下

小包郵便物

特定の人にあてた通信文を筆書した書類以外の物(その物に添付する無封の添え状又は送状を含む。)を内容とする郵便物。
(30Kg以下。ただし、名あて国が採用している重量が30Kg未満の場合はその最大限まで)

【参考】取扱の種類等

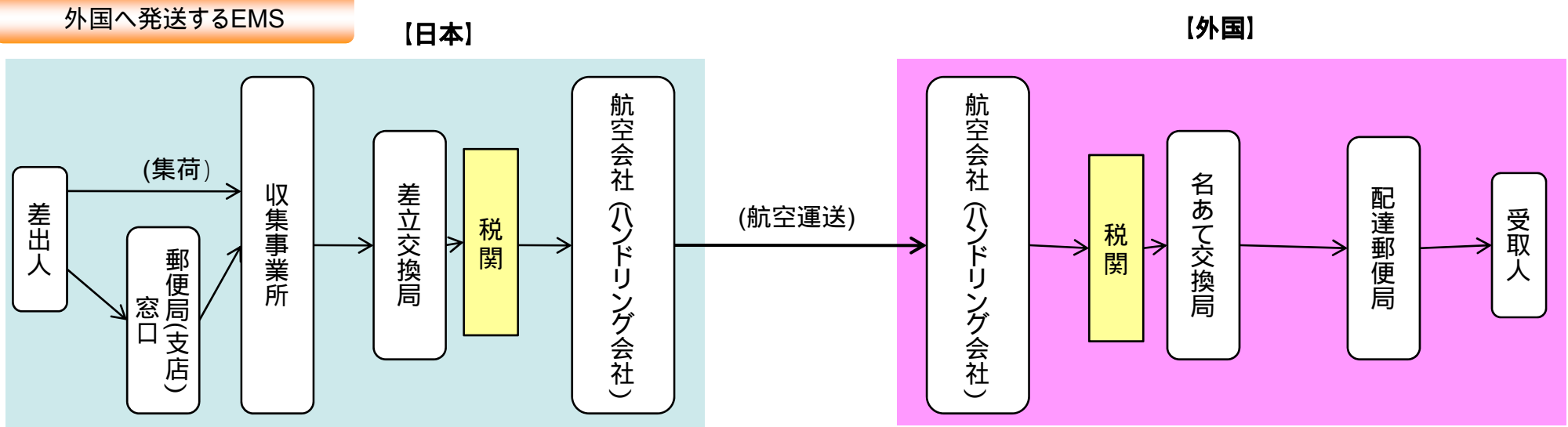
送達方法、特殊取扱、その他のサービス

送達方法		対象となる国際郵便物
航空扱い	・ 郵便物を差出国と名あて国間において航空路により優先的に運送する扱い	・ 通常郵便物 ・ 小包郵便物 ・ EMS
SAL扱い	・ 郵便物を差出国と名あて国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い	・ 印刷物、小型包装物及び特別郵袋印刷物 ・ 小包郵便物
船便扱い	・ 郵便物を差出国と名あて国間において陸路又は水路により運送する扱い	・ 通常郵便物 ・ 小包郵便物
特殊取扱		
書留	・ 郵便物の引受け及び配達を記録し、取扱中に亡失、盗取等した場合には限度額内で賠償する取扱い	・ 通常郵便物
速達	・ 郵便物が配達を受け持つ名あて国の郵政庁に到着した後、郵便物を特別の配達人により速やかに配達する取扱い。(注)当該取扱いを行う国にあてるものに限る	・ 航空通常郵便物 ・ 小包郵便物
受取通知	・ 郵便物に郵便葉書の耐力を有する特別の用紙(受取通知用紙)を添付して送達し、これに配達の際に受取人等が署名し、最も速達の線路で差出人に返送する取扱い	・ 書留とする通常郵便物(航空書簡を除く。)、 保険付書状 ・ 保険付小包郵便物
保険付	・ 有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する書状及び小包について、取扱中に亡失、盗取等した場合に保険金額を限度として賠償する取扱い。(注)当該取扱いを行う国にあてるものに限る	・ 書状及び小包
国際郵便料金受取人払	・ 郵便物を受け取るべき者(受取人)が、郵便物の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便配達を受け持つ事業所等の承認を受けたものについて取り扱う アンケートの送付、通信販売の発注書などに海外から日本への国際郵便の郵便料金を(海外の)差出人に負担させず、国内の受取人が料金と手数料を負担するもの	・ 航空扱いとする書状及び郵便葉書書状は、50グラム以下で一定の大きさ以内の長方形のもの。 (「特殊取扱」とすることはできない。)
国際返信切手券	・ 有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手等と引き換えることができるもの 先方が現地の郵便局等で原則として手紙(航空便)の基本料金分の現地切手と交換ができ、先方に郵送料の負担をかけずに返信を受け取りたいときに利用できるクーポン	

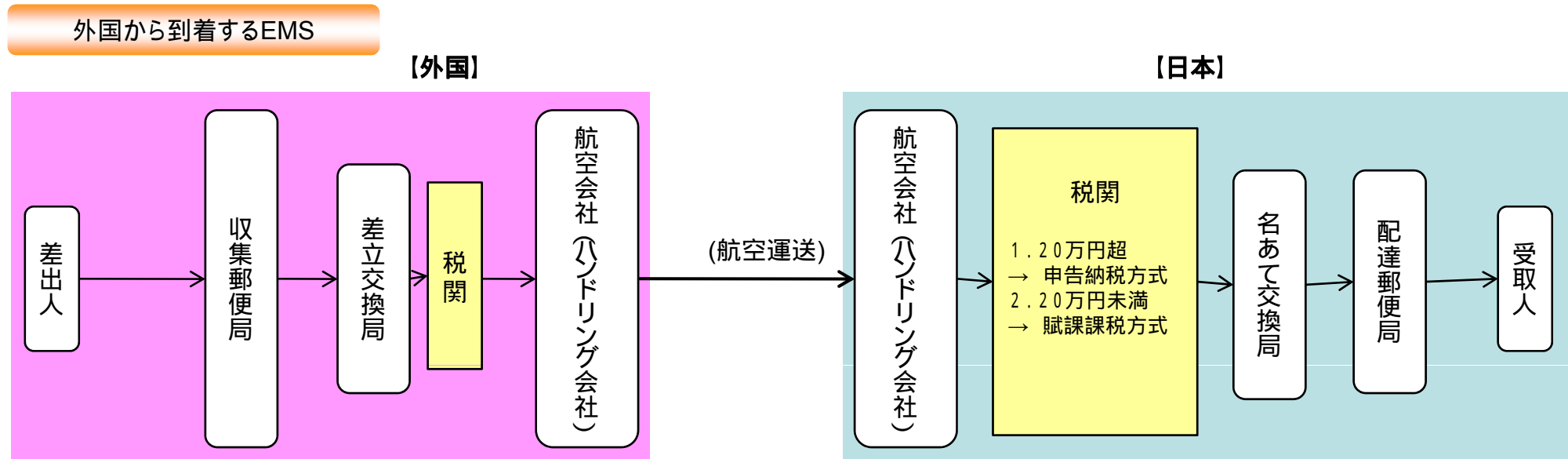
(注)国際郵便約款及び郵便事業会社ウェブページから作成

2.3 国際スピード郵便物（EMS）の取扱手続

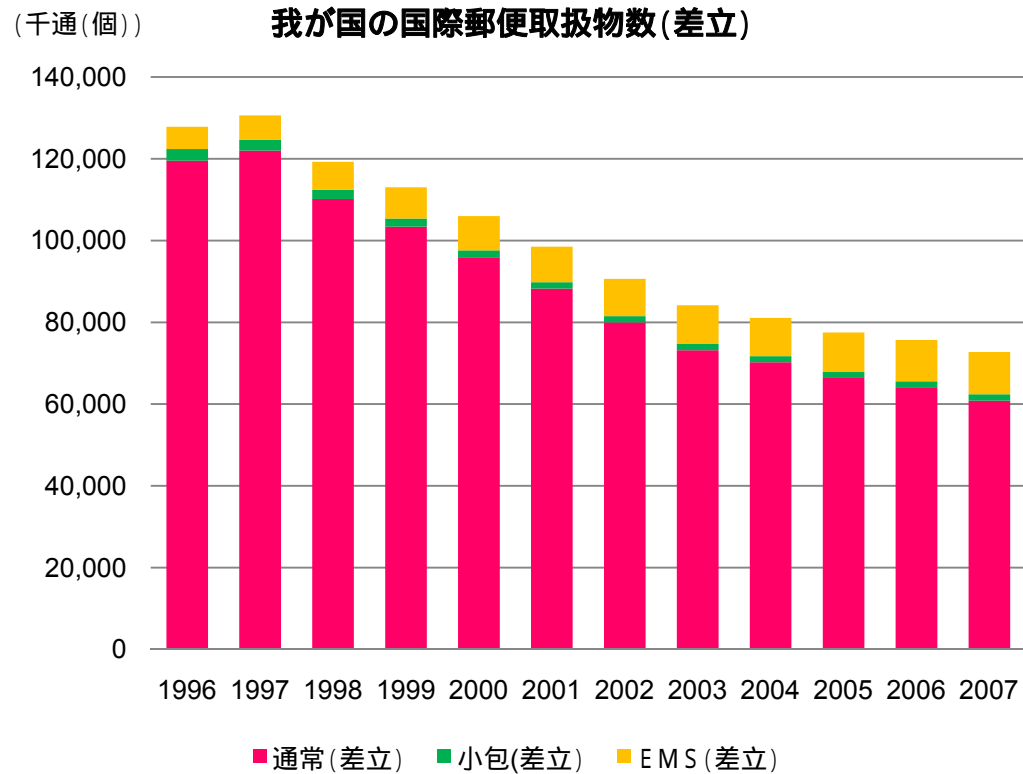
外国へ発送するEMS



外国から到着するEMS



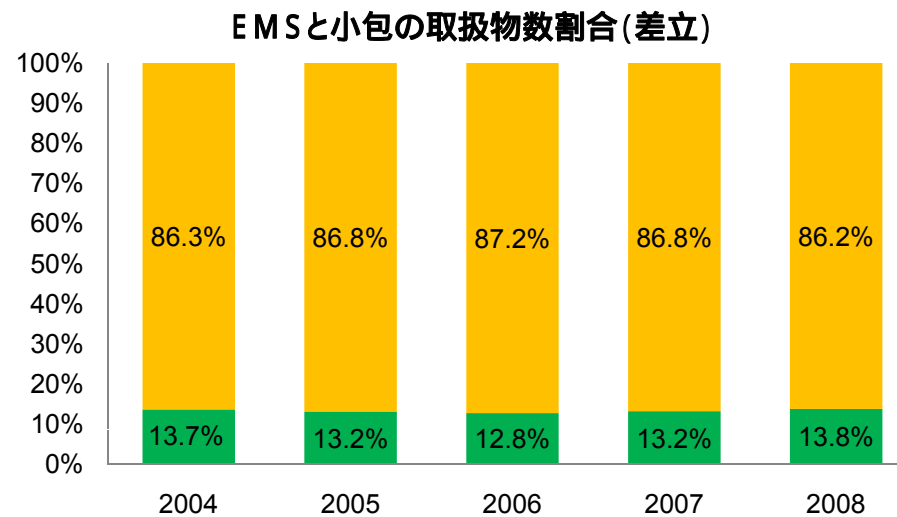
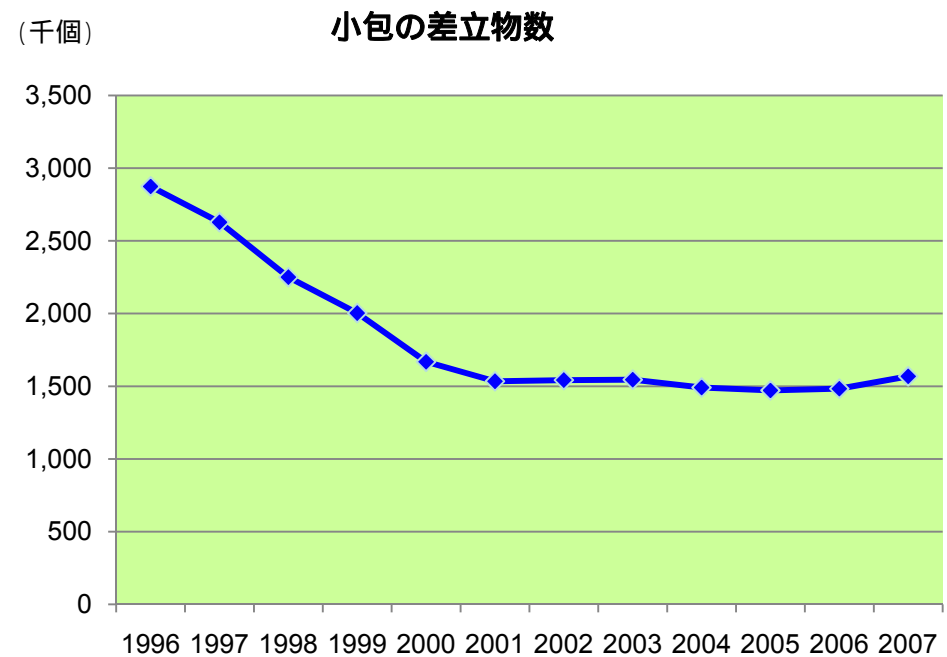
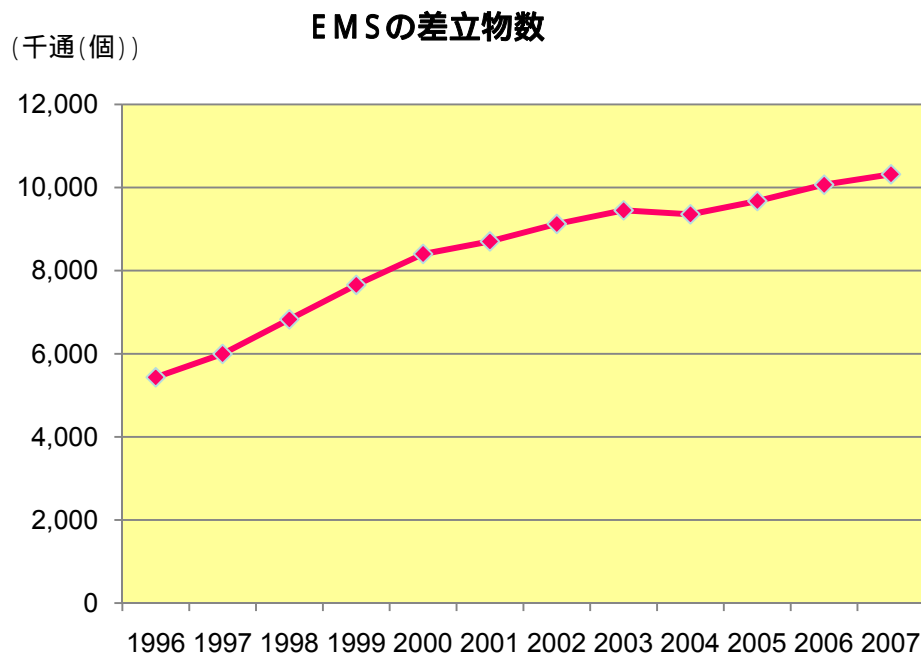
2.4 国際郵便物の取扱物数



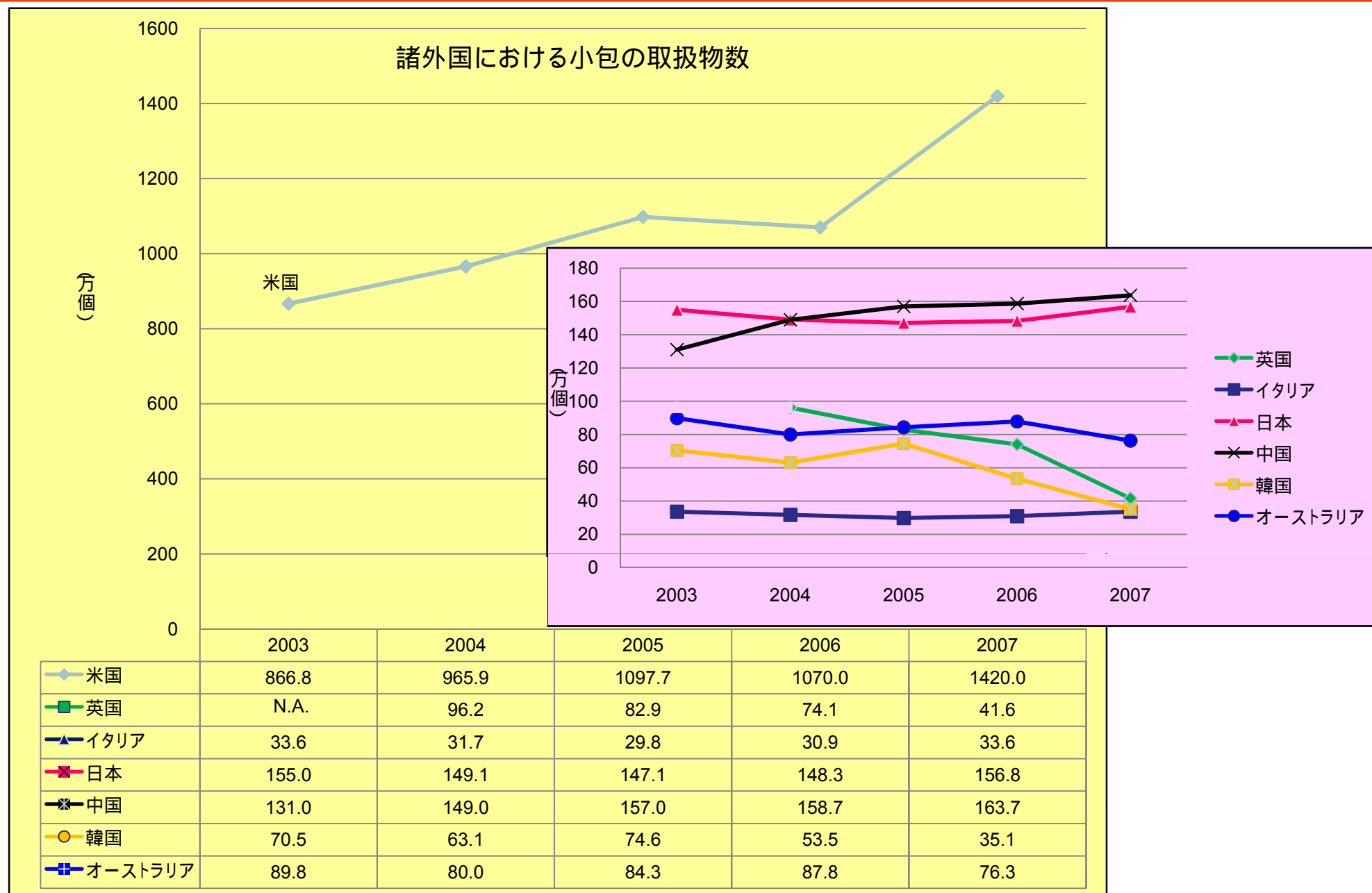
(単位:千通(個))

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
差立	通常	119,520	122,001	110,175	103,383	95,917	88,259	79,964	73,170	70,237	66,389	64,108	60,837
	小包	2,874	2,628	2,250	2,003	1,668	1,534	1,542	1,545	1,491	1,471	1,483	1,568
	EMS	5,431	5,993	6,826	7,656	8,401	8,702	9,123	9,451	9,355	9,675	10,067	10,319
	合計	127,825	130,622	119,251	113,042	105,986	98,495	90,629	84,167	81,083	77,535	75,658	72,724

2.4 国際郵便物の取扱物数



2.4 国際郵便物の取扱物数



3 . EMS をめぐる諸論点

3 . 1 ユニバーサルサービス性

3.1.1 我が国におけるEMSの位置づけ

UPU条約上、国際郵便のユニバーサルサービスの内容は、各国の国内法制度の規定によることとされている。

国際郵便のユニバーサルサービス性について

ユニバーサルサービスについて

第三条1項

「加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域すべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受け取ることができるような普遍的な郵便業務の提供を受け取る権利を享有することを確保する。」

各国国内法制度で定義

同条第2項

「1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。」

同条第3項

「加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。」

同条第4項

「加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその持続性が保障されることを確保する。」

3.1.1 我が国におけるEMSの位置づけ

UPU条約第3条第1項でユニバーサルサービスを規定。



ユニバーサルサービスの具体的な内容は、各国の定義に任せている（同条2項）。

我が国の法制度

郵便法第十一条 郵便に関する条約
郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。」



万国郵便条約第十四条 (EMS業務)



郵便法第一条(この法律の目的)
「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」

【参考】参議院郵政民営化に関する特別委員会附帯決議(平成17年10月14日)

「政府は、(中略)次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、(前略)関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。(後略)」

【平成19年10月時点】

1. EMS引受事業所 = 全国21,312支店・局 (日本郵便事業会社の全支店、郵便局会社の20,219局)
2. EMS配達地域 = 全国宅配(内国郵便と同様。但し一部交通困難地を除く(国際郵便約款56条、内国郵便約款80条))
3. EMS料金 = 平成9年以降、変更なし

3.1.2 諸外国における郵政改革 (米国)

経緯

- 2006年12月、郵便改革法(Postal Accountability and Enhancement Act)成立 - 1971年7月に郵政省が郵便庁(USPS)に改組されて以来の制度改正
- 2008年12月、郵便規制委員会(PRC)が、郵便改革法に基づきユニバーサルサービスや郵便独占に関する報告書を大統領と議会に提出。

報告書のポイント

ユニバーサルサービス7つの特性を提示。

- (1) 地理的範囲
- (2) 商品の範囲
- (3) 郵便施設へのアクセス
- (4) 配達頻度
- (5) 料金/入手可能性
- (6) サービスの品質
- (7) 利用者の権利

現在のユニバーサルサービスについて変更を加えるべきではない。

現行法は競争商品と市場占有商品を区別せず、すべての郵便サービスにユニバーサルサービス義務を適用している。

根拠

- (1) 合衆国法典における「ユニバーサルサービス」の定義で規定する (the obligation to provide postal services) to bind the Nation togetherという概念と適合性がある。
- (2) 合衆国法典におけるユニバーサルサービスに関する規定上両商品を区別していない。
- (3) ユニバーサルサービスは市場占有又は独占商品のみとすべきという意見については、ユニバーサルサービス義務の有無とは公共政策目的が異なるので、適当ではない。
- (4) 特徴等のその他の基準で分けるべきという意見については、現在定義されていない商品に義務をかけるかどうかは恣意的となる。

今後の手続き

- 今回の報告に対する意見を表明する機会を設け、新たな手続きを開始する予定。

3.1.2 諸外国における郵政改革 (EU)

郵便サービス指令の改正 - 独占範囲の撤廃等

現状及び指令改正案

1. 現行郵便サービス指令(1997年制定、2002年一部改正)概要

(1) ユニバーサルサービス(以下「US」)の定義

- ・ 「週5日以上の上営業日における1日1回以上の収集及び配達等の低廉な料金による全利用者に対する提供」と定義。

(2) 独占範囲の許容(リザーブエリア)

- ・ 加盟国に対しUSの確保を義務付けるとともに、US維持の観点から加盟国による一定範囲の独占設定を許容

(独占範囲の推移)

- ・ 「350g、基本料金の5倍」(98年導入時) 「100g、基本料金の3倍」
「50g、基本料金の2.5倍」(現行)と推移。

(3) 指令の有効期限: 2008年末

2. 主要国の現状

- ・ ドイツは、2002年末としていたドイツポスの独占範囲撤廃を2007年末まで延長(2001年7月)
- ・ 英国は、2006年1月1日より、業務範囲に関わらず免許制による参入が可能(2007年4月1日としていた自由化スケジュールを前倒しし、独占範囲を撤廃)。
- ・ この他、スウェーデン、フィンランドにおいても独占範囲を撤廃。

3. 欧州委員会による指令改正案(2006年10月採択)

- ・ 独占範囲(リザーブエリア)を撤廃し、2009年1月までに市場を完全開放
- ・ US義務を含む主要な条項を維持しつつ、US提供に対する財源措置として複数メニュー(国家補助、公共調達、補償基金、費用共有(事業者間又は利用者間)等)を加盟国に提示。

改正の方向性

EU電気通信相理事会における合意(2008年10月1日、於ルクセンブルク)

- ・ 欧州議会等での議論を経て、上記理事会において次のとおり合意。(今後、EU議会において、本合意事項を反映した同指令案を審議予定)

独占範囲の撤廃期限

- ・ 遅くとも2010年末とする。
- ・ ただし、以下の11加盟国については、事前に欧州委員会に通知することにより、指令の実施を2年間延期(2012年末まで)することができる。

キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア

相互主義

- ・ 2011年1月から2012年末までの期間、2012年末まで独占範囲を維持する国で営業している郵便事業者に対する認可付与を拒否できる。

欧州委員会の支援

- ・ USに関する純費用計算を含め、指令の実施について欧州委員会が加盟国を支援する。USの純費用の計算に関するガイダンスをアネックスとして指令に盛り込む。

3.2 市場競合性

3.2 市場競合性

【指摘事項】

E M Sは他の民間事業者が提供する国際エクスプレスサービス(以下、「一般国際エクスプレスサービス」という)と競合する商品であり、両者の間でイコールフットイングが必要ではないか。

【これまでの整理】

E M Sは主に個人向けの国際郵便サービスとして、一般国際エクスプレスサービスは主に商用貨物を対象としたサービスとして展開されてきており、引受拠点の設置や法人との相対取引等ビジネス形態は異なり、ある程度市場の棲み分けがなされている。

また、本年2月16日から20万円超の国際郵便物には原則申告納税方式が導入したところ。

問題意識

市場競合性の有無に関し、郵便の利用市場と商用貨物の利用市場との間に市場の競合性をどのように判断していくのか。

3.3 通関・検疫制度

3.3 通関・検疫制度

【指摘事項】

E M Sは郵便の役務として、通関において他の一般商用貨物とは異なる賦課課税方式が適用される等のメリットを享受しているのではないか。

【これまでの整理】

通関等の取扱いにおいては、国際郵便と一般商用貨物という物流の態様の差異に基づき、それぞれ別の規定が置かれている(関税法第七十六条等)。

このため、現在E M Sや国際小包等は「郵便」というサービスの性格・態様に基づき、一般商用貨物とは異なる制度(賦課課税方式(いわゆる「郵便通関」))の適用を受けているところ。

なお、諸外国においても、E M Sの位置づけ(競争商品か非競争商品か、ユニバーサルサービスの対象か否か等)にかかわらず郵便通関等を行っている国がほとんど。

問題意識

平成21年2月16日から、20万円超の価格の国際郵便物について、申告納税方式が適用されている。それによる利用者の利用環境への影響をどのように評価するか。

3.3 通関・検疫制度

国際郵便に関する通関制度の現状

近年の国際的な動向を踏まえ、平成21年2月16日から20万円超の価格の国際郵便物について、原則として申告納税方式が導入された。

	国際郵便物		一般国際商用貨物
内容品価格	20万円以下	20万円超	すべて
課税方式	賦課課税方式 (到着後審査)	申告納税方式 (到着前申請可能)	申告納税方式 (到着前申請可能)
保税制度 保税蔵置場の許可 保税運送	蔵置場の許可 個別運送に係る事前承認 包括保税運送(届出制)		蔵置場の許可 個別運送に係る事前承認 包括保税運送(承認制)
臨時開庁制度 (土日通関)	適用		適用

(参考)

関税法(昭和二十九年法律第六十一号)

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。・・・)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所)及び第七十条から第七十三条まで(証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、(以下略)

2~5 (略)

【参考】主要国における国際郵便物に係る通関制度

	米 国	英 国	ドイツ	フランス	日 本
事業体	USPS	パーセル・フォース	ドイツ・ポスト	ラ・ポスト	郵便事業株式会社
通関方式	・申告納税 ・賦課課税 (併用)	・申告納税 ・賦課課税 (併用)	・申告納税 ・賦課課税 (併用)	・申告納税 ・賦課課税 (併用)	・申告納税 ・賦課課税 (併用)
通関方式の 区分基準	[申告納税] \$ 2,000超 (約191,000円超) [賦課課税] \$ 2,000以下	[申告納税] £ 2,000超 (約307,600円超) [賦課課税] £ 2,000以下	[申告納税] € 1,000超 (約133,300円超) [賦課課税] € 1,000以下	[申告納税] € 2,287超 (約304,900円超) [賦課課税] € 2,287以下	(原則) [申告納税] 200,000円超 [賦課課税] 200,000円以下

(注1) 円換算値は、平成21年5月27日現在のもの。

(注2) フランスにおいては、すべてのEMSに申告納税方式が適用。

(注3) 我が国における申告納税の一部導入は、平成21年2月16日から。

3.4 内部相互補助・情報公開

3.4 内部相互補助・情報公開

【指摘事項】

EMSは、ユニバーサルサービスの一環として取り扱われることで内部相互補助があり、その結果、恣意的に低廉な料金が設定されているのではないか。

【これまでの整理】

EMSは、郵便法とUPU条約により、我が国においては郵便法第1条の適用を受けるユニバーサルサービスの対象とされている。また、ユニバーサルサービスは全体として維持されるべきものであり、ユニバーサルサービスとして内部相互補助は問題とはならない。

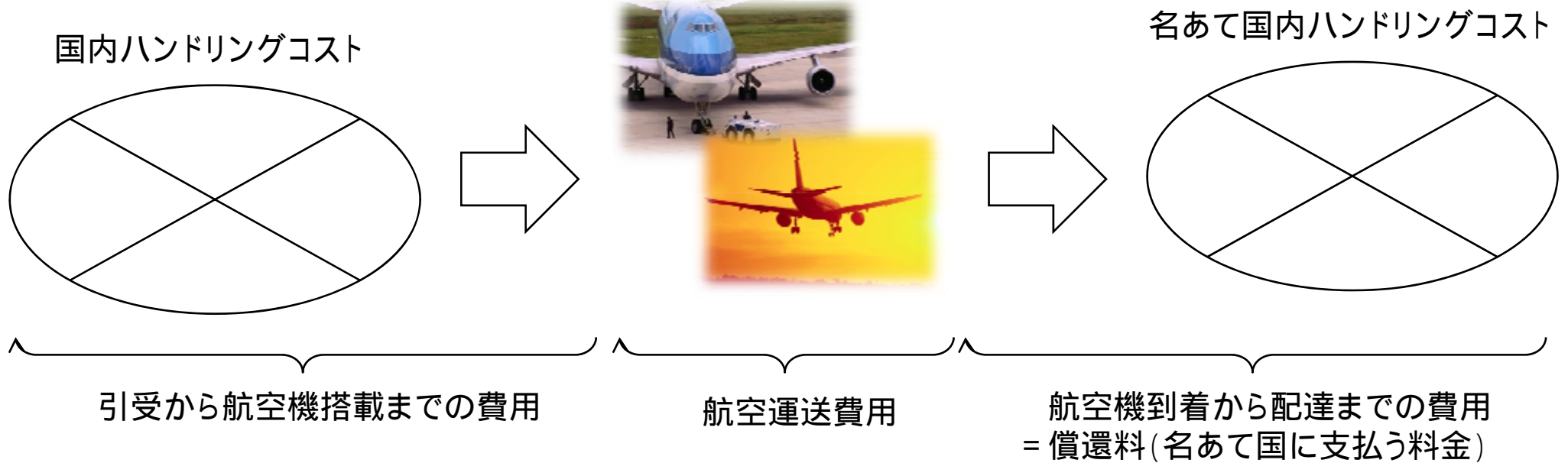
なお、現行法(郵便事業株式会社法第十一条)では、収支の状況は、「郵便の業務」(同条第1項)や新規業務(同条第3項)等の業務別に公表することを義務付けているが、種類別の収支状況の公表は義務づけていない。

問題意識

1. 日本郵便事業株式会社が提供する役務(サービス)のうちの1つであるEMSについて、区分経理を行い、かつ、その情報公開をするよう求めるべきか。
2. もし求める場合には、どのような理屈で、どのような範囲の情報の公開を求めるべきか。

(なお、一般国際エクスプレス事業者は、現時点において、取扱物数、関連の収支等は公表していない。)

【参考】 EMSのコスト構造



	第一地帯(アジア等)	第二地帯(北米、オセアニア、中東等)	第二地帯(ヨーロッパ等)	第三地帯(アフリカ、南米等)
~ 300g				
500g ~ 1000g (100g毎)				
1kg ~ 3kg (250g毎)				
3kg ~ 6kg (500g毎)				
6kg ~ 30kg (1kg毎)				

料金は、地帯別、重量別に定められている。
(各カテゴリー毎の料金設定については、当該カテゴリーの取扱物数と取扱費用(航空運送費や名あて国償還料等)を基礎)

【参考】EMSの償還料制度と国際小包の割当料制度

償還料及び割当料制度の概要

EMSと国際小包の償還料や割当料は、二郵政庁間における郵便物の交換において、受取国郵政庁が区分・配達等に係る費用として、差出国郵政庁から受領する補償金。

EMSの償還料

EMSが名あて国に到着してから配達されるまでの取扱費用。

< 計算式 >

料率 × (到着個数 - 差立個数)

料率は郵便物を1個配達した場合の料金。各郵政庁が定める。

アジア地域を中心とした一部の郵政庁との間では、郵便物を書類と物品に分類して、各料率を適用する2段階償還システムを採用。

< 計算式 >

書類の料率 × (到着個数 - 差立個数) + 物品の料率 × (到着個数 - 差立個数)

料率は郵便物を1個配達した場合の料金。各郵政庁が定める。

国際小包の割当料

小包郵便物が名あて国に到着してから配達されるまでの取扱費用。

< 計算式 >

(1個あたり料率 × 個数) + (1kgあたり料率 × 重量)

料率は、郵便物を1個及び1kg配達した場合の料金。各郵政庁が、自国の料率を決める。

(例) 日本とある国の交換内容 (名あて国の料率が5.00SDR/個、1.10SDR/kgの場合) が以下の場合



(5.00 × 600個) + (1.10 × 4,800kg) = 8,280SDR

(5.75 × 1,200個) + (0.57 × 9,600kg) = 12,372SDR

- = 4,092SDR (605,000円)

(1SDR=1.54 US\$ IMF :http://www.imf.org/external/np/fin/data/rms_sdrv.aspx)

今後のスケジュール(案)

